

議案第147号

伊賀市印鑑条例の一部改正について

伊賀市印鑑条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年12月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市印鑑条例の一部を改正する条例

伊賀市印鑑条例（平成16年伊賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第4項から第6項までを削る。

第11条第1項中「、住基カード」を「又は住基カード」に改め、「又は記録個人番号カード」を削り、同条第2項中「、住基カード又は記録個人番号カード」を「又は住基カード」に改める。

第15条中「、住基カード又は記録個人番号カード」を「又は住基カード」に改め、同条ただし書を削る。

第16条及び第17条第1号中「、住基カード又は記録個人番号カード」を「又は住基カード」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）の交付を受けている者は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、民間端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の使用に係る電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）又は窓口受付端末機を自ら操作することにより印鑑登録証

明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市印鑑条例第9条の2第4項の規定により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードに印鑑登録証明書の利用機能等を記録したもの（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けたことによって印鑑登録証を交付されたものとみなされている者については、当該個人番号カード又は当該印鑑登録証明書の利用機能等が失効するまでの間は、なお従前の例による。